

長崎の戦災復興計画への市民意見に関する研究*

A study on the citizen opinion to the war devastation recovery planning of Nagasaki

本村 絢太**、星野 裕司***、増山 晃太****、尾野 薫*****

By Kenta MOTOMURA, Yuji HOSHINO, Kota MASUYAMA, Kaoru ONO

現在、戦災や自然災害の被害から復興するために、世界各地で復興計画が進んでいるが、様々な課題があり、市民意見の反映はその一つである。そこで、本研究では、過去の復興計画において、市民意見が反映された事例がないかどうか、詳しく検証を行うため、長崎の戦災復興計画及び実際に行われた事業内容と戦後に当時の新聞記事で発表された市民からの復興構想案を明らかにし、市民からの復興構想案を項目ごとに分類して当時の出来事とともに3期に分け時系列に整理し、長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容との関係を分析した。その後、いくつかの共通点と相違点が抽出されたため、これらについて考察を行った結果、何らかの形で互いに影響を及ぼしあっているのではないかと考えられた。

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

現在、戦災や自然災害の被害から復興するために、世界各地で復興計画が進んでいる。

これらの戦災復興計画は一般的に高い緊急性を要するために、地域住民の意見聴取や反映などが十分にできないなどの課題がある。しかし、現在では、市民がより良い環境で生活していくための基盤をなすこのような計画に、市民意見を反映することの重要性は世間で強く認識されている。そこで、過去の復興計画において、市民意見が反映された事例がないか、詳しく検証することの意義は大きいと考える。

一方長崎は、1945(昭和20)年8月9日の原子爆弾の投下により世界的に見ても大きな被害を受け、被爆前は254,676人だった人口は、約10万人減の153,212人まで減少した。しかし、その後の戦災復興により1951(昭和26)年には被爆前の人口を上回るにまで回復し¹⁾、現在では異国文化と融合し、歴史的背景も感じることもできる長崎独特の魅力溢れる都市に復興・発展している。

また、この長崎の戦災復興では、終戦直後から、当時の新聞記事上で市民からの復興構想案に関する意見が多く出されている。そこで、本研究では、長崎の戦災復興に対する市民意見と復興計画、それに基づいて行われた実際の事業内容を明らかにし、それらの関係について分析・考察を行っていくことを目的とする。

(2) 既往研究

戦災復興に関する既往研究としては、松本ら²⁾によって、長岡市の戦災復興計画事業の開始から完工までを史的に検討し、長岡市の戦災復興計画の特徴を考察したものなど様々な視点から戦災復興の内容に関して考察したものが数多くある。一方、市民からの復興構想案に関する研究では、井筒ら³⁾の研究があるが戦災復興計画及び実際の事業との関係を考察したものはない。そこで本研究では、長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容と市民からの復興構想案の関係を詳細に考察していく。

2. 研究対象

(1) 長崎の戦災復興

a) 概要

長崎の戦災復興は土地区画整理事業を中心に行われ、その施工範囲は図-1の枠線で囲まれた部分で、施工範囲面積は約430.9ha、総事業費は約16億円である⁴⁾。その他の計画内容としては、基幹公園の開設や、文化施設・公共施設の整備事業などである。また、実際に行われた事業内容も対象とする。これらの具体的な内容については4章で述べる。

b) 対象とする時期

長崎の戦災復興計画と及び実際の事業内容は、1945(昭和20)年8月9日から戦災復興事業が完了した1975(昭和50)年2月7日までを対象とする。

(2) 市民からの復興構想案

a) 概要

長崎では、前述した通り、原子爆弾投下後から4年間で17案の市民からの復興構想案が発表されている。復興構想案の一覧を表-1に示す。これらの復興構想案は、当時の長崎新聞⁵⁾及び、長崎日日新聞⁶⁾において掲載されており、それらの記事を読み解

* Keyword: 長崎、戦災復興、復興構想案、
** 学生員 熊本大学大学院自然科学研究科
(〒860-8555 熊本市黒髪2丁目39番1号)
*** 正会員 博(工) 熊本大学大学院自然科学研究科准教授
**** 正会員 博(工) 熊本大学工学部附属革新ものづくり教育センター
***** 学生員 熊本大学大学院自然科学研究科

き分析を行う。復興構想案の詳細は5章に示す。

b) 対象とする時期

市民からの復興構想案は、1945(昭和20)年8月9日の原子爆弾投下後から1949(昭和24)年8月9日に長崎国際文化都市建設法が公布されるまでの4年間を対象とする。この時期は、県や市も復興構想案を試行錯誤している時期であり、前述した通り、市民からの意見が多く出された時期であった。

3. 研究方法

本研究は、まず長崎における戦災復興計画、実際に行われた事業内容、市民からの復興構想案について、国立公文書館や長崎県立図書館などに所蔵されている一次資料や当時の新聞資料、その他文献資料など(表-2)を基に明らかにする。その後、それらの共通点や相違点などを抽出し市民からの復興構想案と戦災

復興計画及び実際の事業内容がどのような関係を持っているか、考察・分析を行う。

4. 長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容

(1) 長崎の戦災復興の流れ

長崎市の都市建設事業は、太平洋戦争勃発以来、計画事業のほとんどがストップされ、戦争が長期化し空襲が激しくなるに従い、土木事業は防空空地や防空壕舎、防空道路等の設置、あるいは建物疎開などに集中され、特に1945(昭和20)年に入ってから局地的火災防止をするため、間引き疎開による建物破壊に総力が注がれていた。1945(昭和20)年8月6日と9日には、広島、長崎に相次いで原子爆弾が投下され、1945(昭和20)年8月15日、日本は降伏し第2次世界大戦は終戦を迎えた。同年同月22日に長崎県は復興を迅速に行うために県緊急本部が設置され、10月4日には長崎市に長崎市復興委員会、11月5日には政府に戦災復興院が設置され、復興の準備が着々と進められた。

政府は、全国すべての被災地の復興に一斉に取り掛かること

表-1 市民からの復興構想案一覧(作成者：本村)

案番号	掲載年月日	見出し	提案主体
1	1945.9.1	大長崎市の復興へ	長崎県商工経済会
2	1945.9.8	明るい国際都建設	長崎県土木課長 今泉佳一郎
3	1945.9.14	長崎再建の構想	長崎経専教授 経済学博士 伊藤久秋
4	① 1945.9.25	新長崎再建の道(上)	長崎民友新聞社長 西岡竹次郎
	② 1945.9.26	新長崎再建の道(中)	長崎民友新聞社長 西岡竹次郎
	③ 1945.9.27	新長崎再建の道(下)	長崎民友新聞社長 西岡竹次郎
5	1945.10.7	民間人の描く構想	長崎復興会社
6	1945.10.9	光は海上より	船舶運営会 長崎出張所所長 臼杵春水
7	1945.10.14	不明	医師 中村強雄
8	1946.8.13	文化都市の建設への構想	文化都市懇談会
9	1946.8.19	大長崎市復興	長崎経専校長 大畑文七
10	1946.8.22	小長崎がよい	橋本商会社長 橋本行正
11	1946.10.27	水産都市長崎	長崎水産学校 校長 吉川吉男
12	① 1946.11.18	新興長崎の構想(一)	浜屋百貨店総務部長 鹿村出羽
	② 1946.11.19	新興長崎の構想(二)	浜屋百貨店総務部長 鹿村出羽
	③ 1946.11.20	新興長崎の構想(三)	浜屋百貨店総務部長 鹿村出羽
	④ 1946.11.24	新興長崎の構想(四)	浜屋百貨店総務部長 鹿村出羽
	⑤ 1946.11.25	新興長崎の構想(五)	浜屋百貨店総務部長 鹿村出羽
	⑥ 1946.11.29	新興長崎の構想(完)	浜屋百貨店総務部長 鹿村出羽
13	① 1948.6.17	長崎復興と都市美(上)	元長崎県土木課長 今泉佳一郎
	② 1948.6.19	長崎復興と都市美(下)	元長崎県土木課長 今泉佳一郎
14	1948.8.20	不燃都市の建設	医師 中村強雄
15	1949.5.23	長崎文化都市建設の夢	長崎経専教授 伊藤勇太郎
16		国際文化平和都市長崎	医学博士 永井隆
17	1949.6.27	市民は文化都市に何を望む	市民

図-1 長崎の戦災復興土地画整理事業の施工範囲

(参考文献7を基に筆者作成)⁷⁾

表-2 主な資料リスト(作成者：本村)

発行年	書籍名/資料名	詳細
1945	戦災復興計画基本方針	国立公文書館に所蔵されている資料
1946	特別都市計画法	国立公文書館に所蔵されている資料
1946	特別都市計画法第1条第3項の規定による都市町村の指定について(戦災復興院)	国立公文書館に所蔵されている資料
1949	長崎国際文化都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1949	戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針	国立公文書館に所蔵されている資料
1949	日本国憲法第九十五条の規定に基づく広島平和記念都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1949	日本国憲法第九十五条の規定に基づく長崎国際文化都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1949	広島平和記念都市及び長崎国際文化都市の建設について	国立公文書館に所蔵されている資料
1950	日本国憲法第九十五条の規定に基づく首都建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1950	日本国憲法第九十五条の規定に基づく伊勢国際観光温泉文化都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1950	日本国憲法第九十五条の規定に基づく伊勢国際観光温泉文化都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1950	日本国憲法第九十五条の規定に基づく熱海国際観光温泉文化都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1950	日本国憲法第九十五条の規定に基づく横浜国際港都建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1950	日本国憲法第九十五条の規定に基づく京都国際文化観光都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1950	日本国憲法第九十五条の規定に基づく神戸国際港都建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1950	日本国憲法第九十五条の規定に基づく奈良国際文化観光都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1951	日本国憲法第九十五条の規定に基づく松江国際文化観光都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1951	日本国憲法第九十五条の規定に基づく戸田国際文化住宅都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1951	日本国憲法第九十五条の規定に基づく松山国際観光温泉文化都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1951	日本国憲法第九十五条の規定に基づく長崎国際文化観光都市建設法	国立公文書館に所蔵されている資料
1951	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書	長崎市役所庶務課調査課 編纂
1956	長崎市改65年史	建設省 編纂 財団法人都市計画協会 発行
1960	戦災復興法第九巻 都市編	西川治 編纂
1969	建設法 日本文化地理 第16巻 長崎 長崎	長崎市史年表編纂委員会 発行・編纂
1981	長崎市史年表	第一編員貴野村 編纂 成瀬昌 発行
1983	日本都市戦災地図	長崎新聞社 長崎県大百科事典出版局 編纂
1984	長崎県大百科事典	長崎市役所庶務課調査課 編纂
1985	長崎戦災40周年	角川日本地名大辞典 編纂委員会 竹内理三 編纂
1987	角川 日本地名大辞典 42 長崎県	浜永幸雄 編纂
1988	長崎再生の構図	村山元紀 発行・編纂
1996	長崎文化の構図 聖国大聖堂に咲いた蘭の花	有2平良次郎資料センター 発行・編纂
2001	日本国憲法第九十五条 第43巻 長崎県の地名	神法良子 発行 成瀬昌也・下川達也 編纂
2008	保存版 全さと長崎市	長崎県立図書館に所蔵されている1946年8月9日～1946年12月7日までの記事
	長崎新聞	長崎県立図書館に所蔵されている1946年12月8日～1949年8月9日までの記事
	長崎日日新聞	



写真-1 新聞記事の例

(1945年10月7日、長崎新聞)(撮影：本村)

は困難と判断したため、11月12日には戦災復興施策対象都市として長崎を含む119都市が閣議決定された。12月30日には戦災地復興計画基本方針が閣議決定され、翌年の1946(昭和21)年9月11日には、戦災都市の復興を促進するため、復興計画や緑地地域等に関して都市計画法等の特例を定めた特別都市計画法が公布された。しかし、特別都市計画法の公布に伴い、新たに戦災復興施策対象都市を指定し直すことになり、1946(昭和21)年10月4日に、長崎を含む115都市が指定された。また、戦災地復興計画基本方針は都道府県都市計画主務課長には9月に、都市計画主任官会議には10月にすでに内示されていた。これらの方針・法律に基づき各都市の復興は進められた⁸⁾⁻¹¹⁾。

長崎の戦災復興計画は、土地区画整理による街路の整備、公園緑地等の適正配置が緊急を要した¹²⁾。これは、戦災地復興計画基本方針及び、特別都市計画法で定められた内容に基づいて考案されたためであると考えられる。

1948(昭和23)年3月18日には、建設院が1947(昭和22)年12月までの戦災復興の実施状況を発表し、このことは1948(昭和23)年3月20日の長崎日日新聞でも取り上げられた。この発表によると、

表-3 戦災都市復興状況(1945年8月～1947年12月)
(九州内)(参考文献6を基に筆者作成)

都市名	復興率(%)	全国順位(位)
熊本	51.1	4
大牟田	37.7	14
福岡	36.5	15
鹿児島	35.6	19
長崎	16.2	32
八幡	10.9	42
佐世保	10.7	43

長崎の復興状況はわずか16.2%しか進んでおらず、全国の戦災都市の中では32位となっている(表-3)¹³⁾。

その後、1949(昭和24)年5月11日に国会で長崎国際文化都市建設法が可決され、同年7月7日には国際文化都市建設法の賛否を問う住民投票を経て、被爆4周年である同年8月9日に正式に公布された。

また、1951(昭和26)年4月には長崎国際文化都市建設計画が決定したことに伴い、既定の戦災復興事業は長崎国際文化都市建設事業に切り替えられ、長崎は国際文化都市として復興・発展していった。しかし、このときは復興を早急に行うため、事業内容に変化は見られず、事業内容もそのまま引き継いだ形であった。現在でも長崎国際文化都市建設事業は続いており、さらなる発展を続けている¹⁴⁾。

(2) 戦災復興計画と実際に行われた事業の内容把握

長崎市においては、戦災地復興計画基本方針に基づき、古くから貿易港であった長崎、戦時中の軍需重工業、特に造船関係の発達、県下行政、経済、文化の中心都市等、その性格の変遷を顧み、将来は戦時中着色された軍需都市的色彩を拭い去った海外貿易、造船業、水産関係を基盤として行政、文化、経済等の地方中心都市とし、人口20万程度を推定して復興計画を立案することとした¹⁵⁾。このため従来決定された都市計画に根本的に再検討を加え、急速なる都市復興を目途として戦災復興土地区画整理事業を中心に実施することとし、1946(昭和21)年9月30日に戦災復興土地区画整理区域が決定した。これは戦災地復興計画基本方針、特別都市計画法に基づいており、焼失土地面積671.24haのうち、とりあえず386.8haの区域を戦災復興土地区

表-4 長崎の復興計画、長崎市内での出来事、復興に関する国や政府の動きの変遷(作成者：本村)

西暦	元号	復興計画	市内	国・政府
1945	昭和20	8.22 長崎県、長崎市の復興に全力を注ぐため、県緊急本部を置く一方、出勤したとび職・大工・左官などの技能者役300人と一般労務者500人で部隊を編成し、市内の応急復旧に着手 10.4 長崎市復興委員会を開設 10.7 国会議員、長崎市会に対し、原爆被害跡の保存対策を提言	8.9 午前11時2分、長崎市に原爆投下 8.11 新興善、伊良林、磨屋、稲佐各国民学校、長崎経導、各寺院に救護所を設置 9.11 長崎港に米軍艦、病院船等入港 9.15 県下の中学校、国民学校授業開始 10.20 長崎軍政府が長崎市に対し、教室のない学童救済のため、学校施設の復旧工事に協力を申し入れる 11.25 路面電車(蛸茶屋～西浜町～長崎駅前間)の運転を再開	8.15 ポツダム宣言受諾 11.5 戦災復興院が設置される 11.12 閣議、戦災復興施策対象都市として長崎市など119都市を決定 12.30 戦災地復興計画基本方針が閣議決定される
1946	昭和21	9.30 長崎市の戦災復興計画決定、告示 戦災復興土地区画整理区域が決定 従来の都市計画道路は廃止され、新たに24路線が決定 12.4 戦災復興土地区画整理区域が追加される 長崎市の戦災復興計画事業認可、施工	2.25 長崎土建交通組合結成 7.20 長崎市、施設部の監理課と工営課を廃止し、土木・建築・計画の3課を新設 11.1 長崎市・復興協賛会主催の長崎復興祭開催	9.11 特別都市計画法制定 10.4 特別都市計画法制定により、戦災復興施策対象都市が115都市に改められる
1947	昭和22		4.5 第1回市長選、無所属前三菱長崎製鋼所副長大橋博が初の公道市長に当選 4.30 長崎海洋気象台が創設	
1948	昭和23	12.13 特別都市計画法により、浜町繁華街を中心とする商業地域及び、長崎駅以北・岩川・浜口町一帯の207.2haが準防火地域に指定される	8.9 原爆3周年を迎え、松山町で文化祭を催す。	3.18 建設院が1947年12月までの戦災復興状況を発表
1949	昭和24	原爆落下中心地及びその付近一帯を平和公園(原爆落下中心地、祈念像、国際文化会館、総合運動場)として整備することが決定される	5.11 長崎日日新聞で長崎国際文化都市建設法の内容が発表される 住民投票対策本部(本部長、大橋市長)、長崎国際文化都市建設法住民投票の主旨徹底のため、市民運動場で市民大会を開催 長崎国際文化都市建設法につき、賛否を市民に問う住民投票を実施、賛成多数 8.9 大橋市長が平和宣言を発表	5.10 第5国会で長崎国際文化都市建設法を可決 6.24 戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針が閣議決定される 8.9 長崎国際文化都市建設法が公布
1950	昭和25	8.1 平和公園開設		
1951	昭和26	4 長崎国際文化都市建設計画が決定 建設省の告示により、既定の戦災復興事業が国際文化都市建設事業に切り替えられる 稲佐山公園開設		
1954	昭和29		11.6 第一回市民体育祭が開催	
1955	昭和30		4.1 国際文化会館が開設 8.8 平和記念像除幕式が行われる 長崎市の人口が被爆前を上回る	
1957	昭和32			3.31 原爆医療法公布
1958	昭和33	10.9 戦災復興土地区画整理区域が変更し、面積430.9haになる	5.20 長崎原爆病院完成	
1959	昭和34	中島川公園開設		
1967	昭和42	廣八景公園開設		
1975	昭和45	2.7 戦災復興土地区画整理事業が完了		

表-5 戦災復興土地区画整理事業施工状況(参考文献 16 を基に筆者作成)¹⁶⁾

事業名	施行主体	施行面積(ha)	区域決定	設計許可	執行年度	事業費(千円)	換地処分	
							処分	公告
長崎復興1工区	市長(県受託)	57.2	1946.9.30	1948.9.10	1948～1974	1,642,975	1967.2.20	1967.2.22
長崎復興2工区	市長(県受託)	38.8	1946.9.30	1948.9.10	1948～1974		1975.2.4	1975.2.7
長崎復興3工区	市長(県受託)	14.7	1946.9.30	1948.9.10	1948～1974		1969.4.15	1969.4.18
長崎復興4工区	市長(県受託)	49.8	1946.9.30	1948.9.10	1948～1974		1974.9.2	1974.9.6
長崎復興5工区	市長(県受託)	50.9	1946.9.30	1948.9.10	1948～1974		1974.5.18	1974.5.21
長崎復興6工区	市長(県受託)	87.0	1946.9.30	1948.9.10	1948～1974		1974.11.6	1974.11.8
長崎復興7工区	市長(県受託)	55.5	1946.9.30	1948.9.10	1948～1974		1974.5.18	1974.5.21
長崎復興8工区	市長(県受託)	77.1	1946.9.30	1948.9.10	1948～1974		1967.11.25	1967.11.27
計		430.9				1,642,975		

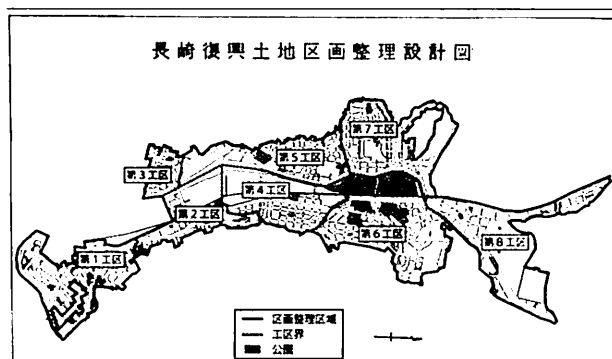


図-2 戦災復興土地区画整理区域の工区及び公園の配置
(参考文献 17 の図面を筆者が一部加筆)¹⁷⁾

画整理区域として決定した。

また、同年12月4日に大橋町以北の三菱精機工場一帯を追加し土地区画整理区域は合計595.0haとなり、県の協力を得て区域を8工区に分け区画整理事業が五カ年継続事業として開始された(表-5、図-2)。戦災復興土地区画整理区域は市の中心部から北西に広がる浦上川を中心とした平地部分で、原爆被災地を概ね包含した地域であった¹⁸⁾。戦災復興土地区画整理区域はその後、事業の早期完成のために数次にわたって変更が行われ、1958(昭和33)年10月9日に430.9haに変更決定した。

長崎ではまず、戦災復興の第一歩として戦災地応急対策が行われた。その内容は、清掃事業及び金属回収事業や漏水防止のための戦災復旧水道事業として上下水道事業、電軌道の復旧、ガスの応急復旧、住宅対策事業などである。その後、立案され実施に至った戦災復興計画の内容を、戦災復興誌第九巻¹⁹⁾に記されていた項目に基づき、以下に述べる。

a) 土地利用計画

長崎市は1929(昭和4)年に用途地域の指定を受け、その後、1939(昭和14)年、1943(昭和18)年にそれぞれ地域の変更をみたが、1953(昭和28)年戦災復興事業の進捗に伴い実状に適さない個所が多く、また建築基準法(1950、昭和25年)の施行で用途地域の一部が改訂され、用途地域として、商業地域、住宅地域、工業地域、準工業地域の設定が行われた(図-3)。また、実行容易な地域に限って火災防止並びに損害軽減をはかるために建築物の構造および防火設備に必要な規則が設けられた。これに基づく地域の制限が防火地域である。長崎市は1948(昭和23)年12月の建設省告示によって準防火地域の指定を受けたが、1953(昭和28)年5月に新たに準防火地域が追加・変更された。

b) 街路計画

復興都市計画事業に伴い従前の都市計画街路は廃止された。

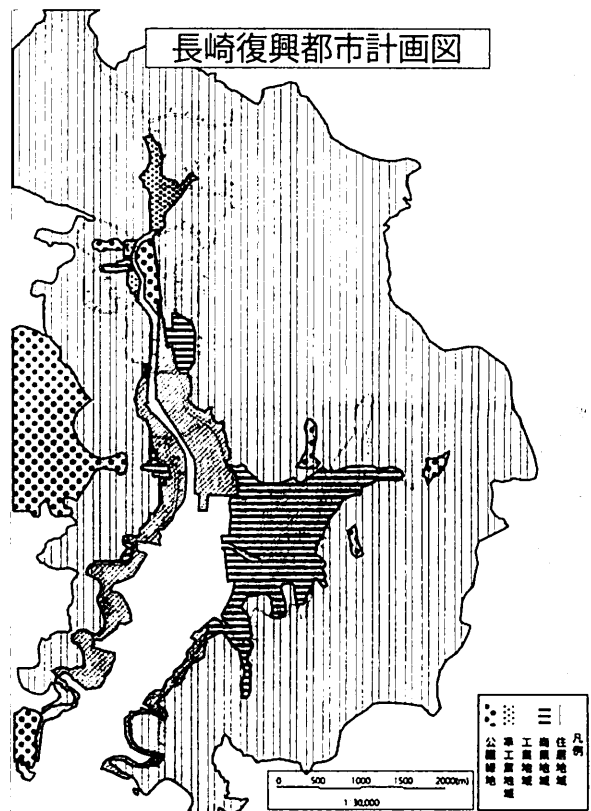


図-3 長崎復興都市計画図

(参考文献 19 の図面を筆者が一部加筆)

1945(昭和20)年の戦災復興計画基本方針に基づき、新たに計画街路及び街路網が立案され、土地利用計画と合致した街路計画が決定された。街路事業は整地を主とした素掘・側溝・砂利敷仕上げから始められ、コンクリート造側溝は事業費の不足で施工されなかったため当初は路肩や欠損、路面及び宅地の排水状況は不完全であったが、国庫補助を得て一応の整備を見るに至った。また、補助道路としての橋梁の架設や立体交差の設置、駅前広場の整備などが行われた。

c) 公園計画

当初1947(昭和22)年4月26日に戦災復興院の告示により長崎復興都市計画公園が66カ所の計画を樹立したが、1949(昭和24)年8月9日に長崎国際文化都市建設法が公布された後、その計画は全面的に廃止され、新たに1951(昭和26)年4月23日建設省の告示をもって変更決定された。その内容は、観光都市的地歩向上、その他客観視勢を勘案して、自然の地形と雄大な景観を取り入れた稲佐山公園、唐八景公園、他自然公園の追加を図るとともに、復興区域内児童公園についても公園緑地計画標準に従って

適切に配置し、また近隣公園及び市中心部を貫流する中島川沿いに遊歩公園を配する等、市民の正常な休養、運動に資するものであり、緑美しい平和都市長崎の建設を期した。また、原爆の被害を被った長崎市を永遠に記念するとともに内外人が集い、世界平和と文化交流の機会に恵まれるような記念施設として、平和公園や国際交流会館の設置も行われた。その他にも、公共施設として総合運動公園の建設等が行われている。

d) 河川水路

河川水路の付替え工事は、分流方法で行われているため雨水排水に必要な河川水路の切替えが実施された。

また低湿地で満潮時には海水が流れ込み、豪雨の際は交通遮断するほど洪水に見舞われる一部の地域には、排水ポンプが特設され排水対策に努めた。

e) 上水道計画

水源地に雨水を貯留して排水するほかはなく、水源は貯水池に分かれ、人口の増加に伴いしばしば増補工事が行われ、制限給水や断水が繰り返されていた。このため、未完成の浦上水源地の完成を急ぎ、戦災復興事業と並行して街路の改築箇所の排水管移設及び鉄骨の取替工事を施工していた。

f) 下水道計画

道路の整備に従い計画的な下水道の移築工事が進められた。

g) 宅地整地

街路計画をなるべく宅地に順応させ、宅地造成等のため大工事を要しないように計画したが、自動車やその他車両の運行上やむを得ないものに限り適当な勾配をとったため、土砂の切盛は最小限に止め、盛土工も土打打上を原則とし、地形上やむを得ない部分は簡易な石積み工を施した。

h) 防火水槽

長崎市はその特異な地形から消火活動が制約される地域が多いため、これを補うため気象状況、土地建物の現状等総合的に検討の上防火水槽の設置を計画し、1951(昭和26)年から1953(昭和28)年まで都市水利事業として施工した。

i) 移転

長崎の戦災復興事業では、建物移転や墓地移転、電柱移転が行われた。建物移転においては、長崎市は無許可建築が非常に多く、思う様に上手に進まなかったため、代執行令書を公布し、強制移転を行ったものも多く見られた。

j) ガス

長崎市は坂の長崎、瓦の街と言われるほど土地が階段式に形成されているため、元来道幅は狭く、土地区画整理には、相当数の旧道が改廃され、ガス管の移設替えも終戦後特に荒廃した浦上方面を中心に行われた。

k) 電軌道

従来長崎市内の電軌道移設は、ほとんど長崎電気軌道会社が施行していたが、土地区画整理事業においては、市街の狭い土地をできるだけ有効に使用するため軌道の移設替えを行っていた。

l) 用地買収

1946(昭和21)年度及び1947(昭和22)年度において土地買収したが、その理由はいずれも、街路、公園敷地等の公共用地を確

保しようと、減歩負担の軽減を図るためであった。なお、買収した土地は公共用地に充当した。

以上のように、長崎市の戦災復興計画及び実際の戦災復興事業では、主に都市基盤整備事業が中心に行われていた。一方、観光に関する戦災復興計画は立案され、事業費の割り当てもされていたが、少なくとも1945(昭和20)年8月15日の第2次世界大戦終戦後から1955(昭和30)年までは、観光施設の設置などの観光に関する事業としては一切行われなかった。これは、原子爆弾の投下により、長崎市は焼土と化してしまったため、県や市はまず、都市基盤を復活させることが第一に優先されるべきだと考えたためであろう。教育施設に関しても、戦災復興事業としては行われていなかった。また、当時の長崎市の財政事情及び土地区画整理事業を推進していく技術者がいないこと等の理由により、長崎市では事業の施工に困難性があるため、長崎市長は長崎県知事に県で事業の実施をしてもらいたいという旨を申し出た。これにより長崎県知事施工として事業を実施することになったが、長崎市としても出来る限りの工事は積極的に行う熱意を示すため、街路、上下水道事業等は長崎市長施工としていた²⁰⁾。

(3) 長崎国際文化都市建設法の内容把握及び各特別都市建設法の住民投票の結果比較

長崎国際文化都市建設法案は、広島市の平和記念都市建設法案が国会に提出されるのと同時に国会に提出され、1949(昭和24)年5月10日の第5国会衆院本会議で2法案とも可決された。この法案は、原爆の被害を受けた両市を国家が平和記念の文化都市として建設育成するための物心両面のあらゆる援助を与えようとするもので、国際的関心に応え、日本の平和に対する熱意を明らかにするものであった。また、この法律が施行されるためには、日本国憲法95条および国会法67条に基づき両都市の住民の過半数の賛成投票を要するものであった²¹⁾。翌日11日の長崎日日新聞の記事上では長崎国際文化都市建設法のおおまかな内容が発表されていた。その内容は、計画及び事業や事業の援助、特別の助成、事業の定期報告、法律の適用範囲などを示したものであった²²⁾。

この住民投票に伴い、長崎市は本部長を大橋市長とした住民投票対策本部を設立し、1949(昭和24)年7月3日に、長崎国際文化都市建設法及び住民投票の主旨徹底のため、市民運動場で市民大会を開催し、長崎国際文化都市建設法の内容の説明や住民投票への参加呼びかけなどが行われた²³⁾。

こうして、1949(昭和24)年7月7日に住民投票が行われ、賛成票多数で長崎国際文化都市建設法が施行されることとなった。同じ日には広島市でも平和記念都市建設法に伴う住民投票が行われ、この時期の長崎日日新聞に掲載された記事によると、市民は同じ原爆都市としての対抗意識からか、広島市に対して対抗心を燃やしていたことがわかった。

また、1949(昭和24)年、政府は過大な都市計画の実施による財政負担を懸念して、同年6月24日に「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」²⁴⁾が閣議決定された。この基本方針の主な内容は「復興計画については、建築物等の計画制限を緩和」「被害の少ない都市又は事業実施の困難な都市は、事業方法を

表-6 特別都市建設法に伴う各都市の住民投票の結果(参考文献 25-38 を基に筆者作成)

	有権者数	投票総数	有効投票	無効投票	投票率(%)	賛成		反対		住民投票日
						(人)	(%)	(人)	(%)	
長崎国際文化都市建設法	111,090	81,637	80,356	1,281	73.5	79,220	98.6	1,136	1.4	1949.7.7
広島平和記念都市建設法	121,437	78,962	78,192	770	65.0	71,852	91.9	6,340	8.1	1949.7.7
首都建設法	3,341,232	1,840,312	1,702,342	137,970	55.1	1,025,792	60.3	676,550	39.7	1950.6.4
伊東国際観光温泉文化都市建設法	18,655	10,253	10,186	67	55.0	6,534	64.1	3,652	35.9	1950.6.15
別府国際観光温泉文化都市建設法	50,237	40,073	39,345	728	79.8	29,487	74.9	9,858	25.1	1950.6.15
熱海国際観光温泉文化都市建設法	17,902	10,821	10,623	198	60.4	8,792	82.8	1,831	17.2	1950.6.28
横浜国際港都建設法	500,232	197,618	195,333	2,285	39.5	175,361	89.8	19,972	10.2	1950.9.20
京都国際文化観光都市建設法	612,723	193,018	190,524	2,494	31.5	132,263	69.4	58,261	30.6	1950.9.20
神戸国際港都建設法	383,952	166,121	163,910	2,211	43.3	138,272	84.4	25,638	15.6	1950.9.20
奈良国際文化観光都市建設法	40,882	30,039	29,824	215	73.5	22,089	74.1	7,735	25.9	1950.9.20
松江国際文化観光都市建設法			28,290			21,486	75.9	6,804	24.1	1951.2.10
芦屋国際文化住宅都市建設法	23,802	13,400	13,237	163	56.3	10,288	77.7	2,949	22.3	1951.2.11
松山国際観光温泉文化都市建設法		49,729	48,587	1,142		40,571	83.5	8,016	16.5	1951.2.11
軽井沢国際親善文化観光都市建設法	6,832	5,548	5,548	0	81.2	5,138	92.6	410	7.4	1951.7.18

別途に考慮し復興事業の範囲を圧縮、特に事業が進捗している都市に対しては、特別な財源措置を考慮し復興事業の促進に資する。」「この方針に基づき検討を加えた復興事業は、これを5箇年以内に完了し得るよう予算措置を講ずるものとする。」等であり、戦災復興事業規模が大幅に縮小されるような内容の基本方針であることがわかる。この政府方針に危機感を抱いたいくつかの戦災都市は、国会に特別法の制定を働きかけ、1949(昭和24)年から1951(昭和26)年までの3年間で15本に及ぶ特別都市建設法^{25)~29)}が制定された。これらの特別都市建設法は、長崎国際文化都市建設法、広島平和記念都市建設法と同様、住民の過半数の賛成投票を要するものであったため、それぞれの都市で住民投票が行われた。また、特別都市建設法には、すべてに共通して、「国及び地方公共団体の関係諸機関は、(中略)その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。」「国は、(中略)事業の用に供するために必要であると認める場合においては、(中略)その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。」と記されており、特別都市建設法とは、国がその都市の事業を援助し、必要な事業費用を与えるという法律であることがわかる。

ここで、国立公文書館に所蔵されている一次資料に基づいて作成した、各都市の特別都市建設法に伴う住民投票の結果を表-6に示す。

表-6からわかるように、長崎国際文化都市建設法の施行に伴う住民投票の結果は、投票率73.5%、賛成率98.6%という好成績を収めた。これに比べ、同じ日に行われた広島の広島平和記念都市建設法に伴う住民投票の結果は、投票率65.0%、賛成率91.9%となった。住民投票当日の天候は、長崎の雨に対し、広島は晴れという好条件であったが、投票率、賛成率ともに長崎の住民投票の結果を下回った。このような100%に近い賛成率を得られた理由としては、市民の復興に対する意識が高かったこと、また、前述した通り、建設院により発表された1947(昭和22)年12月までの戦災復興状況が表-3に示したように全国的にも遅れていることにより、長崎市民が危機感を抱いたことなどが考えられる。

全体でみると、長崎の投票率は3番手に甘んじているが、賛成率では一番高い数字を残しており、長崎国際文化都市建設法に対し長崎市民は大きな期待を抱いていることが読み取れる。また、長崎国際文化都市建設法案が国会で可決された後、住民投

票が行われる前に、新聞記事上では、市などが考えた国際文化都市建設計画案がいくつか発表されており、その内容への共感が、このような高い賛成率に反映したと考えられる。

5. 市民からの復興構想案

(1) 概要

長崎では、原爆の被害に対し、市民からの復興構想案が終戦直後から1949(昭和24)年8月9日に長崎国際文化都市建設法が公布されるまでの4年間で、17案発表されている。これらは、当時の長崎新聞や長崎日日新聞の記事上に掲載されており、その内容も様々であった。

(2) 提案主体の整理

提案主体は、企業の経営者や医師、民間団体などであり、様々な属性の市民から提案されていることがわかる(表-7)。まず、提案主体を団体と個人で分類すると、団体から提案されたものが3案、個人から提案されたものが14案であった。個人を復興構想案が発表された当時の属性ごとにさらに分類すると、企業経営者、教育関係者、医療関係者、県関係者、その他に分けることができる。ここで、その他に分類したのは1949(昭和24)年6月27日に発表された「市民は文化都市に何を望む」という記事であるが、これは1つの記事上で、様々な属性の市民5人に意見を聞いたものであり、一団体、一個人から発表されたものではないためその他に分類し、提案主体数も表に示したようになっている。また、これらの提案主体の多くが長崎市の有力者であると思われる。

さらに、個人からの復興構想案は表7からわかるように、同一人物から2回提案されているものがあることがわかる。また、個人からのものでは、1945(昭和20)年に西岡氏から発表された復興構想案のように数度にわたって発表されていたものもあった。

表-7 属性による提案主体の分類及び整理

(作成者：本村)

属性	復興構想案		提案主体数
	記事数	割合(%)	
団体	3	17.6	3
個人	企業経営者	4	23.5
	教育関係者	4	23.5
	医療関係者	3	17.6
	県関係者	2	11.8
	その他	1	5.9

(3) 市民からの復興構想案の内容整理・分析

表-1で示したように市民からの復興構想案が17案も発表されており、具体的なものから抽象的なものまで様々な内容の提案がされていた。全体の傾向としては、終戦後から4年間継続して提案されているものや、ある時期から提案されなくなったものなどがあつた。

市民からの復興構想案を大きく分類すると、主に港湾・貿易・造船関係、観光関係、商・工・水産業関係、街路・道路・鉄道関係、公園・緑地関係、教育・文化関係、その他の7項目に分類できる。その要点を時系列で整理し、長崎の戦災復興計画及び実際に行われた事業内容で共通していると考えられるものをまとめたものが表-8である。これから全体を概観すると、長崎に原爆が投下された1945(昭和20)年8月9日から長崎国際文化都市建設法が公布されるまでの4年間で、3期に分けることができ、以下で各期における市民からの復興構想案について分析を行う。

a) 応急復旧期

応急復旧期とは、1945(昭和20)年8月9日から同年12月30日に戦災地復興計画基本方針が閣議決定されるまでの期間である。この期間は、戦争により各地が焦土と化し、日本中が応急復旧に追われていた時期であつた。

長崎では、前述した通り、市民からの復興構想案が17案発表されているが、そのうちの7案が応急復旧期の短期間で発表されていることがわかる。

応急復旧期においては、市民からの復興構想案では港湾・貿易・造船関係や商・工・水産業関係の提案などは多くされているが、公園・緑地関係の提案はあまりされていないことがわかる。これは、まず、市民は就業に関する問題意識が高かつたためではないだろうか。港湾・貿易・造船関係や商・工・水産業関係は就業にも大きく関わってくることであるため、その可能性は十分考えられる。

また、この時期の市民からの復興構想案の提案主体は、前節で分類したその他以外の属性の個人、団体から出されていたことがわかる(表-1、表-7、表-8)。

b) 事業計画期

事業計画期は、戦災地復興計画基本方針が閣議決定されてから1946(昭和21)年12月4日に長崎の戦災復興計画事業が認可、施行されるまでの期間を示す。この期間は、特別都市計画法なども制定されており、各地の戦災復興事業の計画が立案されている期間であつた。

この期間には、応急復旧期と比べ公園・緑地関係の提案が増えてきており、逆に港湾・貿易・造船関係の提案は減ってきていることが見て取れる。これは、戦災地復興計画基本方針や特別都市計画法で公園・緑地に関する方針が出されたためではないかと考えられる。これら以外の提案は、応急復旧期と変わらず定期的に提案されていることもわかる。

提案主体では、応急復旧期と比べると、医療関係者と県関係者からの提案がされなくなっていることがわかる。

c) 事業施工期

事業施工期は、1948(昭和23)年3月18日に建設院から戦災復興状況が発表されてから1949(昭和24)年8月9日に長崎国際文化都

市建設法が公布されるまでの期間とする。この期間は、1946(昭和21)年に長崎の戦災復興事業が認可され、事業を施工している時期であつた。

この期間を見ていくと、港湾・貿易・造船関係と商・工・水産業関係の提案はされていないことがわかる。また、観光関係や教育・文化関係の提案はこの期間内では比較的多くされていることもわかる。

事業施工期に発表された市民からの復興構想案の提案主体は、県関係者、医療関係者、教育関係者などであつた。

以上のことから、港湾・貿易・造船関係と商・工・水産業関係の提案は1946(昭和21)年までしかされておらず、それ以降は提案されていないということがわかる。がまた、観光関係、街路・道路・鉄道関係、公園・緑地関係、教育・文化関係は、終戦直後から1949(昭和24)年まで4年間を通して継続的に提案されており、市民は共通してこれらの計画に期待を寄せていたと考えられる。加えて、1948(昭和23)年から発表されている復興構想案の中では、この4項目が主に述べられていることもわかる。

また、各期における市民からの復興構想案の提案主体の属性を分析した結果、各期で提案主体の属性が変化していることもわかつた。さらに、戦災地復興計画基本方針の閣議決定など、表-8に示した各出来事の前において復興構想案で多く提案されている項目が変化していることがわかる。

ここで、表-8から、1946(昭和21)年12月から1948(昭和23)年5月までは、市民からの復興構想案が発表されていないことがわかる。これは、1946(昭和21)年12月4日に長崎の戦災復興計画事業が認可、施工され、長崎の戦災復興がやっと本格的に始まることに期待を抱き復興事業の進行を見守っていたためではないだろうか。また、1947(昭和22)年4月5日には、第1回長崎市長選が行われ、大橋氏が初の公選市長となり、その活躍に期待を寄せていたことも理由の1つであると考えられる。しかし、前述した通り1948(昭和23)年3月に、建設院から戦災復興状況が発表され、これに市民は危機感を抱いたため、再び復興構想案が発表され始めたのだと考えられる。

d) 項目ごとの割合

次に、各項目の内容の提案が、17案の復興構想案を見出しごとに細かく分類した25案のうち、いくつかの復興構想案で述べられているのかとその数を全体の数(25)で除した割合を、項目ご

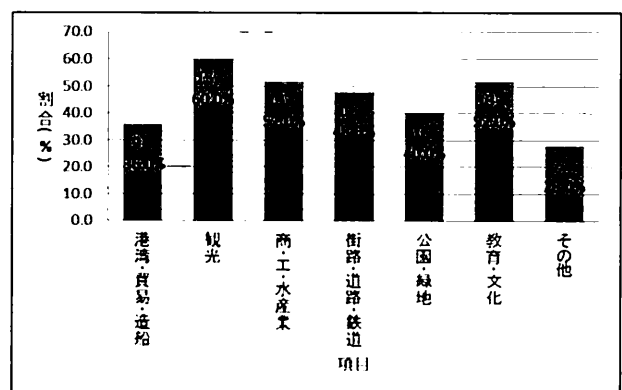


図-4 復興構想案における項目ごとの提案された割合
(表-8を基に筆者作成)

これらの結果より、まず市民からの復興構想案の中では、観光関係の提案が最も多く出されていたことがわかる。観光に関する提案は細かく分類した場合の25案中15案で、その数の割合は60%と、半分以上の復興構想案で述べられていたことがわか

また、市民からの復興構想案では、1946年までは港湾・貿易・造船関係の提案がされていたことから、当初は長崎の強みであ

表-8 市民からの復興構想案の時系列整理及び実際の復興計画、事業内容との関係(作成者:本村)

年度	年月日	港湾・貿易・造船	観光	商・工・水産業	街路・道路・鉄道	公園・緑地	教育・文化	その他
	1945.8.9	長崎に原子爆弾投下						
1	1945.9.1	・日支貿易の拠点 ・自由貿易	・観光都市としての設備の充 備	・水産加工品の輸出品 ・水産加工に必要な諸設備の 設置 ・商店街の復活				
2	1945.9.8	・港湾修築工事の続行		・東横街の設置	・街路網の変更	・被爆跡地を緑地、公園地と して利用		
3	1945.9.14	・支那(中国)と貿易を行う	・市街の再建 ・ホテルの設置 ・新市街の再建	・水産物の加工、輸出	・島津までの鉄道線の再開、 設置		・歴史的伝統を利用し、中国人 を引き寄せる。	
4-1	1945.9.25	・上海航路の復活 ・港を内港と外港に区分	・水産館の新設 ・ホテルの設置	・大きな物産館を新設	・鉄道の電線化、電化 ・道路網の再編 ・風景線の延長	・国賓館の充実 ・博物館の拡大	・下水道工事 ・電線の地下埋設	
4-2	1945.9.26			・オイル・ステーションの開設				・飛行場の建設
4-3	1945.9.27	・三菱造船所は客船の整備及び 修理 ・川崎造船所は貨物船の増設及 び修理		・名産を増やし、輸出する			・各種大学の新設 ・長崎県立大学の復興	
5	1945.10.7	・自由貿易都市を回復す	・観光都市を目指す					
6	1945.10.9	・造船所に船体修理設備を設け る ・ふ頭設備を設ける	・市街の再建		・長崎線の電線化			
7	1945.10.14		・観光専用道路の歩道コース の設置	・堤防上に視点を開く	・道路網の再編 ・支路網の再編	・小公園、散歩道の設置		・噴泉に応じた区画管理
	1945.12.30	戦災復興計画基本方針が閣議決定される						
8	1946.8.13		・ホテルの設置 ・飲食店の設置	・商店街の設置 ・水産都市として水産館を設け る	・鉄道の輸送力を増強	・児童遊園地化小運動場を設け る		
9	1946.8.19				・交通網の整備	・公園の整備	・国賓館、教育施設の整備 ・文化施設の整備	・上下水道の整備
10	1946.8.22						・人口10万を越えない文化都 市に改良	
	1946.9.11	特別都市計画法が制定される						
11	1946.10.27			・造船に対する普及施設の整備 ・漁獲物の処理加工工場の増設 ・海洋気象台、水産試験場、水 産専門学校等の新設			・水産館の新設	
12-1	1946.11.18			・工場地帯の設置	・他の地域に坐る既存の道路を 結ぶ	・公園に動物園や水産館を設け る	・総合競技場の設置 ・教育地区の設置	
12-2	1946.11.19	・貿易港として発展する	・駅前の再建 ・ホテルの設置 ・交通道路の設置	・商店街や映画館の設置 ・商業地帯の設置		・被爆跡地を小公園とし緑地 化する		
12-3	1946.11.20	・造船所の船渠設備を外国船 の埋埋場として利用	・臨海水産館を例外に設ける	・水産専門学校及び水産試験場 の設置				・衛生施設として下水道の設 置
12-4	1946.11.24			・新市街の設置 ・劇場や映画館の設置				
12-5	1946.11.25		・市街の再建、再建		・道路交通の改善		・博物館を復興	
12-6	1946.11.29		・ホテルの設置 ・遊覧バスの運転		・道路網を根本的に改善 ・電気鉄道の改善	・南八里に一大公園の設置		
	1946.12.4	長崎の戦災復興計画事業認可、施工						
	1947.4.5	第1回市長選、大橋博が初の公選市長に当選						
	1948.3.18	建設院が戦災復興状況を発表						
13-1	1948.6.17		・長崎の特色溢れた都市景を 作る			・美しい緑地を配した街の出現		
13-2	1948.6.19		・電車やバスは観光都市に相応 しいデザインにする ・市民は都市清掃活動を行う			・長崎という名前の持つ雰囲気 を市内の景観要素で活かす ・歴史的建造物の復興、保存 ・耐火建築物による不燃都市の建設		
14	1948.8.20							
	1949.5.10	第5国会で長崎国際文化都市建設法が可決						
15	1949.5.23		・駅は芸術的価値のある建物に する ・海岸防波路を設置		・長崎から電車を排除	・小公園を作って緑化する	・美術館、劇場、噴水等を設け る	・電線の地下埋設
16							・骨董品約古文化と伝統	
17	1949.6.27		・駅前の再建 ・ホテルの新設 ・国際感ある新設		・整備されていない道路の完全 舗装 ・道路の延長	・児童の遊園地を作る ・総合運動公園の建設	・文化施設、体育施設の充実	・産業界が国際的に円滑する ような諸施設の建設
	1949.8.9	長崎国際文化都市建設法が公布						
市民からの復興計画案との共通点		・戦災復興計画及び事業内容における ・市民からの復興計画案との共通点	・土地利用計画 用途地域として商業地域、 住宅地域、工業地域、準工 業地域の設定 防火地域の設定	・街路計画 計画街路、街路網の決定 警備を主とした、防犯事業 補助道路としての機能の発 揮 立体交差の設置 駅前広場の整備など ・電軌道 狭い土地をできるだけ有効 に使用するため、軌道の移 設替えを行った	・公園計画 松山公園、南八里公園、 その他自然公園の適正設置 市民の正常な休息、運動に 資するような計画の立案 記念施設として、平和公園 や国際交流会館の設置 公共施設として、総合運動 公園の建設	・下水道計画 道路の整備に伴う計画的 な下水道の移設工事 ・下水道計画 通上水源地の完成 排水管埋設及び排水の取 替え工事 ・長崎の戦災復興は土地区 画整理事業によって行わ れた		

応急復興旧期

事業計画中期

事業施行期

る部分をさらに引き出そうと考えられていたことがわかる。

6. 分析・考察

本章では、4章、5章の内容及び長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容と市民からの復興構想案の内容を比較し分析、考察を行う。まず、長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容と市民からの復興構想案の内容を比較し抽出した共通点と相違点を整理したものを表-9に示す。

共通点としては、応急復旧対策や土地利用計画、街路計画、公園計画など7項目が挙げられる。

実際の戦災復興事業で行われた応急復旧対策では、清掃事業や金属回収事業が行われており、市民からの復興構想案でも、前述した応急復旧期から市街の清掃や美化が提案されている。しかし、これは事業施工期まで定期的に提案されており、実際に行われた清掃事業及び金属回収事業は一部しか為されていない可能性がある。

街路計画に関しては、街路網の再編などで戦災復興計画及び実際の事業内容と市民からの復興構想案で共通しているが、1946年(昭和21)年からは市民からの復興構想案では、そのような提案がされなくなっている。このことから、実際に行われた街路事業は、市民の構想と合致したのではないかと考えられる。また、市民からの復興構想案を項目ごとに分類した7項目のうち、長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容と共通している項目は、観光、商・工・水産業、街路・道路・鉄道、公園・緑地、その他の5項目が抽出された。

一方、相違点としては、戦災復興計画及び実際の事業では行われていたが市民からの復興構想案では提案されていないものと、戦災復興計画及び実際の事業では行われていないが市民からの復興構想案では提案されているものの2パターンが挙げられる。

観光に関しては、市民からの復興構想案では最も提案されて

おり、戦災復興事業では清掃事業等は行われていたが、直接観光に関係するような事業が行われていたかどうか、今回は明らかにできなかったため、共通していないこととする。

長崎の戦災復興では、5章で示した通り、海外貿易、造船業、水産関係を基盤として行政、文化、経済等の地方中心都市を目指して、計画が立案、施工されていたが、表-9からもわかるように、これらに対する直接的な事業は行われていないことがわかった。

これらのような相違点が見られた理由として、当時の県や市は長崎を更に発展させることよりも、発展するために必要な都市の基盤となるものを整備すること優先したためであると考えられる。

一方、市民からの復興構想案では、都市基盤整備に関してはあまり提案されていなかった。このことから、市民は、都市基盤整備など復興の初期段階の事業は、県や市に委ねようと考えていたのではないかと推測できる。そしてこれは、その初期段階の事業が終わった後に、新しい長崎でどのような暮らし、活動を展開していこうかということを、自分たちである程度の構想を考えておこうという市民の意識の表れであったのではないだろうか。

7. おわりに

本研究では、長崎の戦災復興計画及び実際に行われた事業内容と戦後に当時の新聞記事で発表された市民からの復興構想案を明らかにし、市民からの復興構想案を項目ごとに分類して当時の出来事とともに3期に分け時系列に整理し、長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容との関係を分析した。その結果、3期に分類すると、ある出来事の前において復興構想案で多く提案されている項目が変化していることがわかった。また、長崎の戦災復興及び実際の事業内容と市民からの復興構想案には、いくつかの共通点と相違点が見られ、何らかの形で互いに影響を及ぼしあっているのではないかと考えられた。

今後は、長崎の戦災復興が現在の長崎の都市計画に与えた影響や市民意見との関係などを明らかにし、現在の長崎の都市計画の実態を明らかにすることを目標とし、研究を続けていく所存である。

謝辞：本研究を進めるにあたり、長崎県立図書館、熊本県立図書館、国立公文書館の職員の皆様に、資料収集や情報提供で御協力して頂き、深くお礼を申し上げます。また、その他御指導して頂いた多くの方々にも感謝の意を表し、本研究の結びとさせていただきます。

参考文献

- 1) 建設省：『戦災復興誌第九巻 都市編』、財団法人都市計画協会、p.p.683-684、1960
- 2) 松本昌二、宮腰和弘、会田洋、熊倉清一：長岡市の戦災復興都市計画の史的研究、土木史研究講演集、第10巻、p.p.299-306、1990
- 3) 井筒俊樹、石丸紀興、中野司：長崎における戦災復興都市

表-9 長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容と市民からの復興構想案の共通点と相違点
(作成者：本村)

		長崎の戦災復興計画及び実際の事業内容	
		○	×
市民からの復興構想案	○	・応急復旧対策 ・清掃事業及び金属回収事業 ・土地区画整理 ・土地利用計画 ・用途地域として、商業地域、工業地域の設定 ・街路計画 ・街路網の再編 ・電軌道 ・軌道の移設替え ・公園計画 ・唐八景公園の設置、小公園の設置、総合運動公園の建設 ・上下水道の整備 など	・港湾・貿易・造船に関する事業 ・観光に関する事業 ・水産に関する事業 ・教育・文化に関する事業 ・電線の地下埋設 など
	×	・土地利用計画 ・住宅地域、防火地域の設定 ・街路計画 ・立体交差の設置 ・平和公園や国際交流会館の設置 ・河川水路事業 ・用地買収、宅地整地、防火水槽、移転、ガス など	

- 計画に関する研究 その1. 初期段階に提案された各種復興構想, 日本建築学会中国支部研究報告集, 第10巻2号, 1983
- 4) 長崎新聞社 長崎県大百科事典出版局:『長崎県大百科事典』, 長崎新聞社, p.619, 1984
 - 5) 『長崎新聞』, 長崎県立図書館蔵, 1945.7~1946.12.8刊行
 - 6) 『長崎日日新聞』, 長崎県立図書館蔵, 1946.12.9~1959.12刊行
 - 7) 長崎市のまちづくり土地区画整理事業,
<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/machidukuri/kukakuseiri/area01.html>, 2012.4.1
 - 8) 長崎市史年表編纂委員会:『長崎市史年表』, 長崎市, 1981, p.p.192-213
 - 9) 戦災地復興計画基本方針, 国立公文書館蔵, 1945
 - 10) 特別都市計画法, 国立公文書館蔵, 1946
 - 11) 特別土地計画法第1条第3項の規定による都市町村の指定について(戦災復興院), 国立公文書館蔵, 1946
 - 12) 長崎市役所総務部調査統計課:『長崎市政65年史』, p.p.573-576, 1956
 - 13) 前掲6)
 - 14) 前掲12)
 - 15) 前掲1), p.p.601-692
 - 16) 数字で見る長崎県の都市計画,
<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~toshi/230401toukei/toukei04-04.htm>, 2012.4.1
 - 17) 前掲1), p.713
 - 18) 前掲8)
 - 19) 前掲1), p.p.692-710
 - 20) 前掲1), p.p.709-710
 - 21) 前掲12), p.p.573-576, p.1308
 - 22) 長崎国際文化都市建設法, 国立公文書館蔵, 1949
 - 23) 前掲8), p.200
 - 24) 戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針, 国立公文書館蔵, 1949
 - 25) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく広島平和記念都市建設法, 国立公文書館蔵, 1949
 - 26) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく長崎国際文化都市建設法, 国立公文書館蔵, 1949
 - 27) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく伊東国際観光温泉文化都市建設法, 国立公文書館蔵, 1950
 - 28) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく横浜国際港都建設法, 国立公文書館蔵, 1950
 - 29) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく京都国際文化観光都市建設法, 国立公文書館蔵, 1950
 - 30) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく首都建設法, 国立公文書館蔵, 1950
 - 31) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく神戸国際港都建設法国立公文書館蔵, 1950
 - 32) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく奈良国際文化観光都市建設法, 国立公文書館蔵, 1950
 - 33) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく熱海国際観光温泉文化都市建設法, 国立公文書館蔵, 1950
 - 34) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく別府国際観光文化都市建設法, 国立公文書館蔵, 1950
 - 35) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく松山国際観光文化都市建設法, 国立公文書館蔵, 1951
 - 36) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく軽井沢国際親善文化観光都市建設法, 国立公文書館蔵, 1951
 - 37) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく芦屋国際文化住宅都市建設法, 国立公文書館蔵, 1951
 - 38) 日本国憲法第九十五条の規定に基づく松江国際文化観光都市建設法, 国立公文書館蔵, 1951